

介護給付費等の債権譲渡を行う事業者のみなさまへ

令和7年5月請求分からの介護給付費等支払方法変更に伴い 債権譲渡等の取扱い対象が追加されます。

令和7年5月請求分(6月支払分)から「介護給付費」と「総合事業費」に加え、「原案作成委託料」を一括でお支払いする形に変更されます。これに伴い、債権譲渡等の対象債権に「原案作成委託料」も含まれることとなります。※

譲渡人(居宅介護支援事業所等)・譲受人各位におかれましては、債権譲渡取扱い対象の追加に伴う権利関係の変化を正しくご理解いただきますよう、以下のとおりご案内いたします。

※ 本変更は厚生労働省「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」(令和6年3月28日事務連絡)に基づくシステム変更の一環として実施されるものです。

※ この内容は東京都内に所在する居宅介護支援事業所等における変更点です。

令和7年5月請求分(6月支払分)からの債権譲渡取扱い対象

従来の債権譲渡対象は「介護給付費」と「総合事業費」に限定されていましたが、令和7年5月請求分(6月支払分)より「原案作成委託料」が追加されます。

1 介護給付費	要介護認定を受けた被保険者への介護サービス提供に係る費用および公費負担医療費
2 総合事業費	高齢者や要支援認定を受けた被保険者への介護予防・日常生活支援総合事業にかかる費用および公費負担医療費
3 原案作成委託料(新規対象)	地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が作成するケアプラン原案の作成費用

※ 振込先口座については、既に債権譲渡通知等で示された譲受人指定口座が適用されます。

債権の特定について

譲渡通知書等で債権の特定をする際は「一切の介護報酬等債権」と記載してください。

すでに送達されている債権譲渡等に関する留意点

債権がすでに譲渡されている案件については

- 令和7年5月請求分(6月支払分)以降も引き続き介護給付費等・総合事業費の債権譲渡として取り扱い、原案作成委託料を譲渡対象に含めません。
- 原案作成委託料を譲渡対象に含める場合は、本会HP掲載の通知書を提出してください。

債権差押等に関する留意点

債権差押等については債権譲渡等と同様の取扱いとなります。

Q&A掲載中

ホームページ



東京都国民健康保険団体連合会

問い合わせ先
管理課 債権債務係
03-6238-0325